

歯科技工所休止・再開・廃止届出について

歯科技工所を休止・廃止・再開したときは、休止・廃止・再開の日から10日以内に、保健所長宛に届出書を2部提出してください。提出のうち、1部を控えとして申請者に交付しますので、大切に保管してください。

添付が必要な書類はありません。

ただし、休止・再開・廃止後10日を経過しているときは、「遅延理由書」を添付してください。

様式 歯技3

歯科技工所（休止・再開・廃止）届出

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(法人名称)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

TEL () -

FAX () -

次のとおり歯科技工所を（休止・再開・廃止）したので、歯科技工士法第21条第2項に基づき、届出します。

1 歯科技工所の名称	(ふりがな)
2 歯科技工所の所在地	〒 TEL () - FAX () -
3 休止、廃止又は再開年月日	令和 年 月 日
4 休止、廃止の理由 ※1	
5 再開見込時期 ※2	令和 年 月 日

※注) 1 休止、廃止の場合のみ記載。

2 休止の場合のみ記載。